新しい信用保証制度を中小企業への効果的な支援手段に

信金中金月報掲載論文編集委員 家森 信善 (神戸大学 経済経営研究所教授)

昨年末に、中小企業庁・中小企業政策審議会・金融WGで信用保証制度の見直しついての報告書が取りまとめられた。その目的は、報告書のタイトル「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて」に端的に示されている。

今回の議論が始まったきっかけは、「日本再興戦略2015」(2015年6月30日閣議決定)で、「金融機関が経営改善や生産性向上等の支援に一層積極的に取り組むよう促すため、信用保証制度の在り方について検討する」と謳われたことである。より具体的には、第1回の同WGでの事務局説明において提示されたように、「事業資金の貸し手として事業者に接する民間金融機関が、経営改善を支援することが効果的であるものの、現状ではそうした機能を十分に発揮できていないケースが見受けられる」という問題意識が議論の出発点にあった。

本稿では、紙幅の関係もあり網羅的な説明はできないので、同報告書の特徴として(筆者の 観点から)特に強調しておきたい点を紹介することにする。

まず、何よりも大切なのは、報告書が、「金融機関においては過度に信用保証に依存せず事業を評価した融資を行い、その後も適切に期中管理・経営支援を実施し、経営者とコミュニケーションを図りながら課題解決等を進め、事業の発展を促していくことが重要」であるとの考え方に立っている点である。つまり、これは、金融機関による中小企業に対する経営支援の能力に非常に大きな期待を持っていることを意味している。

その上で、如何に金融機関に対して「事業を評価した融資を行いつつ適切な期中管理・経営支援を実施することを促す」かが議論の肝であり、そのために、「信用保証協会と金融機関のリスク分担のあり方を見直すこと」にしたのである。筆者自身は、信用金庫業界や信用保証協会の関係者と話す機会が多いが、そういう方達は皆さん信用保証制度を適切に使ってこられている。しかし、返済条件の変更を受けながら経営改善が一向に進まない企業が多数残っているのも現実であり、こうした企業への経営支援に本腰を入れる必要性がある。

リスク分担で目指すのは、①中小企業が経営向上に向けた自主的な努力を重ねること、②金 融機関が過度に信用保証に依存せず事業を評価した融資を行い、その後も適切に期中管理・経 営支援を実施し、経営者とコミュニケーションを図りながら課題解決等を進め、事業の発展を促していくこと、③保証協会が、信用補完を通じて必要十分な資金供給を可能としつつも、これによりかえって金融機関の支援姿勢等が損なわれる結果とならないよう、中小企業支援の観点から金融機関と連携していくこと、である。

そして、リスク分担の具体的な方法としては、責任共有割合を現行の80%から引き下げることも検討されたが、より柔軟な仕組みのほうが望ましいとの判断から、「プロパー融資を含めた債務者への融資全体で実質的にリスクを分担する」という考え方(協調融資スキーム)が最終案となった。これだと、金融機関と保証協会のリスク負担割合は企業の状況に応じて自由に調整することができる。ただ、この協調融資スキームでは、各企業に応じて適切な負担割合を想定しなければならず、関係者の力量が問われる。このスキームが有効に機能するために、信用保証協会と金融機関の間で保証企業(とくに、窮境状況にある企業)の情報を共有し、組織間の信頼関係を一層高めていくことが強く期待されるところである。

また、同報告書は信用保証が今後力を入れるべき分野とそうでない分野の見直しを行っている。とくに、成長期にある企業の場合、「成長とともに一定程度のプロパー融資を確保することにより信用保証への依存度を下げて(最終的には信用保証からの卒業を目指すことが望ましい)」と述べ、成長期の企業については、信用保証からの「卒業」を促す姿勢を鮮明にしている。他方で、創業期、持続的発展、再生期、事業承継期の企業については、制度の拡充を提言している。具体的には、たとえば、創業期に関しては、創業者が手元資金なく100%保証を受けられる限度額を現行の1,000万円から2,000万円に拡充すること、持続的発展を遂げている零細企業向けには、小規模事業者向け100%保証の限度額を現行の1,250万円から2,000万円に拡充することを提案している。ただし、強調しておきたいのは、(小規模事業者向けの)保証枠の拡大の目的は、報告書に記載の通り「経営が急変する場合が少なくないが、こうした場合にも新規資金の調達を容易とし経営の立て直しを可能とする」ことだという点である。返済が難しくなった企業に対して漫然と追い貸しをするために新しい枠を使うべきではないのである。

最後に触れておきたいのは、報告書では、中小企業庁と金融庁との連携の推進姿勢を明確に している点である。金融庁の側でも、『平成28事務年度 金融行政方針』で、「信用保証制度 の見直しの趣旨に沿った対応が進むように金融機関との対話を行う」ことが明記されている。

1年以上にわたって、金融WGの委員として議論に参加してきた立場からは、中小企業者の発展に資する信用保証制度の改革になるはずだと思っている。信用保証の利用企業との取引が多い信用金庫業界が、報告書の意図を正しく汲んで適切に対応し、新しい信用保証制度を中小企業への効果的な支援手段として使っていただくことを強く期待している。